

平成 14 年 1 月 18 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

日本百貨店協会

『退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)』に関する要望

企業会計基準適用指針公開草案第3号に関するコメント

御委員会が、確定拠出年金法及び確定給付企業年金法の公布に伴って、平成 13 年 12 月 26 日に公表された『企業会計基準適用指針公開草案 第 3 号 退職給付制度間の移行等に関する企業会計基準適用指針(案)』につきまして、当協会として以下の要望を申し上げます。

[当業界の現状と要望の背景]

百貨店業は、高付加価値な対面販売を基本とする小売業態であるため、雇用者数の多い労働集約型産業の典型とされており、また、成熟産業でもあるために、多くの会員店において多数の退職 O B が存在し、企業規模と比べて相対的に過去勤務債務が大きくなる傾向がございます。

このような中で、来年度税制改正により、平成 14 年度から 4 年間で法人税の退職給与引当金が段階的に廃止されることとなり、当協会の会員店においても、退職金から年金制度等への退職者給与制度の変更が加速するものと考えられ、また、昨年 6 月に公布された確定拠出年金法及び確定給付企業年金法により、退職給付制度間の移動が可能となるため、既存の社内年金制度から各新型企業年金制度への移行も進むものと予測しております。

さらに、長期運用金利の低迷と現役社員数の減少による年金財政の悪化により、多数の会員店において、厚生年金基金を解散するケースが発生しており、今後も同様のケースや代行部分を返上する事態も発生し得るものと予測しております。

いずれにしても、今後、多くの会員店において、退職給付制度の再構築が重要な経営課題となることが予想されており、退職給付制度間の移行に関する企業会計基準に関する指針案に大きな関心を持っております。

[要 望 事 項]

1.「確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置の要否について」
(第 21 項)

今後、会員店における退職金制度（退職金規定）の廃止や、厚生年金基金の解散、あるいは既存の年金制度から新型企業年金制度等への移行が増加することが予測されている。

しかし、いわゆる資産デフレの影響等により、多数の会員店の財務体質が弱くなっており、退職給付制度の変更のための賦課が過大であると、スムーズな制度間の移行が困難になることが心配される。

また、労働集約型産業である百貨店業界においても、社内組織改革等をすすめ、可能な範囲内で社員数を減らして、競争力（収益性）を確保するよう努力しているが、こうした環境の下での新しい退職給付制度への移行は、自由な制度設計のもとに、自社の実情に適した時期を選択できることが重要なのであって、会計処理上の負担がスムーズな制度間の移行を阻害するような事態は避けていただきたい。

したがって、本指針案の別紙において課題となっている退職一時金制度から確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置の要否については、「必要」であると考え、移換額が確定した時点で、確定拠出年金制度への移行の影響を、強制的に一時損益として認識させるのではなく、新型企業年金制度への移行が阻害されないよう、損益への影響額は一定の年数にわたって繰延処理する特例措置を設けていただけますようお願い申し上げます。

2.「減額の会計処理について」（第 24、25、31、32 項）

近年、当業界においても、店舗の閉鎖等に伴う大量退職による退職給付制度の一部終了が行われており、今後は、現役社員を対象とした将来勤務に係る部分の減額改訂が行われるケースの発生も予想される。

また、減額に関する会計処理についても、上記の要望事項「1. ～ 」と同様の理由により、退職給付制度間の移行は、労使合意を条件に自由に行われる必

要があり、会計処理制度が、退職給付制度の設計に過大な賦課をかけるのは好ましくないと考える。

よって、退職給付債務の減額に関しても、原則案に加えて、一定の範囲内において、損益の認識時期の取扱いに選択制を認め、会計上もスムーズな制度間の移行を可能となるような余地を認めて、運用指針に含めるようお願い申し上げます。

以上